

●香川県公告第八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
有限会社ママの店大栄 東かがわ市三本松六八〇番地一七
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルヨシセンター三本松店 東かがわ市三本松六九五番地
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
一、二八七平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成十六年八月三十一日

二 届出年月日

平成十八年二月二日